

重要

※国土交通省から「未受講者へのお知らせ」が届いた方は必ず受講してください。

「平成 22 年度第 3 期管理建築士講習」追加募集のお知らせ

※ 福井県での講習会の開催はあと 2 回の予定です。

(注) 今回のご案内は既受講されている方にも送付しております。下記の講習日に既に、受講・修了されている方は、受講の必要はございませんのでご注意ください。

これまでの講習会履歴 H20.9.9 H20.11.14 H21.2.27 H21.7.7 H21.12.10 H22.7.23

「平成 22 年 第 3 期 管理建築士講習」の受付のご案内をいたします。

経過措置の適用期限（平成 23 年 11 月 27 日）が迫ってまいりました。今回を含め、**福井での「管理建築士講習」の開催予定は 2 回を残すのみとなりました。**その後は県外での受講となることとございますので、**下記に該当される方は、早急に受講されますようご案内いたします。**

★ 現在 管理建築士の登録をされている方で、この法定講習を受講されていない方

平成 23 年 11 月 28 日以後は、管理建築士がこの講習を修了していなければ、法定講習を修了済みの方に**管理建築士を変更しないと、事務所登録が無効となります。**

★ 今後の管理建築士の変更に備えて

管理建築士が変更になるときも、新しく管理建築士になられる方がこの講習を修了していなければ変更申請はできません。H23 年度の最終の講習会以後は福井県以外での受講となる可能性もあるので、**管理建築士講習の修了者が複数おられると不慮の変更にも備えられます。**

★ “知事指定の管理建築士講習会”のみを受講されている方

従来の**知事指定の管理建築士講習会は廃止**され、建築士法改正による法定講習（平成 20 年から現在まで）を修了していなければ H23 年 11 月 28 日以後は**事務所登録の更新ができません。**

★ 新しく設計事務所の開設をお考えの方

新規で設計事務所を開設される場合、この法定講習を修了した後でなければ、**事務所登録はできません**のでご注意ください。

■ 受講日：平成 22 年 12 月 10 日（金）

■ 講習会場：福井商工会議所

■ 申込書配布：随時、行っております。

■ 申込受付：平成 22 年 11 月 1 日（金）～11 月 11 日（木）

（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。）

■ 受付時間：午前 9 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

■ 配布・受付場所：当協会事務局

※ 当協会では申込書の郵送配布を行っています。

申込書の郵送配布をご希望の場合は、**切手 140 円（郵送料）**と共に、〒・住所及び氏名を明記した**宛先ラベル**（横書き 8 cm×4 cm 程度）を同封の上、下記へお申してください。

＜ 問合せ先 ＞

社団法人 福井県建築士事務所協会

〒910-0859 福井市日之出 5 丁目 4-7

TEL：(0776) 54-1552

FAX：(0776) 54-8490